

(件名)

新型コロナウイルス感染症（ホンジュラス：外出禁止令の延長等：6月28日）

(ポイント)

- ・6月28日（日）午後11時を期限としている、国内全ての県・市に発令中の外出禁止令は、7月12日（日）午後11時まで延長されました。（※下記1参照）
- ・また、首都テグシガルパ市及びサンペドロスーラ市については、6月8日（月）より開始されている経済活動再開計画は引き続き中断（第0フェーズ）されま
す。（※下記1（4）参照）
- ・その他の地域は、経済活動再開計画の第1フェーズが継続されますが、外出
禁止令による制限一般は原則として引き続き適用されますのでご注意ください。
（※下記1（5）参照）
- ・現在、政府の新型コロナウイルス関連対策に不満を抱く市民らによる抗議活
動が散発しており、抗議活動に便乗した強盗事案も確認されています。措置の
範囲内で外出する場合でも、抗議活動の発生状況に関する情報を収集の上、移
動には十分注意するようお願いいたします。（※下記4参照）
- ・最新の情報を正確に入手するように努めて下さい。

(内容)

1【重要】絶対外出禁止令（6月28日午後11時現在）

(1) 発令期間

7月12日（日）午後11時まで

(2) 発令地域

国内全ての県・市

(3) 発令（措置）内容

各自が所持しているIDカード、旅券、在留カードの末尾（最後）の番号別に、以下の時間帯（日程）に限り外出を許可。なお、第3グループに属する地域（※下記※2参照）は、下記番号による行動制限の他、車両ナンバープレートの末尾（最後）の番号でも制限されます。同ナンバープレートによる行動制限は、通行許可証（salvoconducto）所持者にも適用されます。

- 6月29日（月）午前7時から午後5時まで：末尾番号が1（車両ナンバーが奇数）
- 6月30日（火）午前7時から午後5時まで：末尾番号が2（車両ナンバー

が偶数)

● 7月1日(水) 午前7時から午後5時まで：末尾番号が3 (車両ナンバーが奇数)

● 7月2日(木) 午前7時から午後5時まで：末尾番号が4 (車両ナンバーが偶数)

● 7月3日(金) 午前7時から午後5時まで：末尾番号が5 (車両ナンバーが奇数)

● 7月6日(月) 午前7時から午後5時まで：末尾番号が6 (車両ナンバーが偶数)

● 6月7日(火) 午前7時から午後5時まで：末尾番号が7 (車両ナンバーが奇数)

● 7月8日(水) 午前7時から午後5時まで：末尾番号が8 (車両ナンバーが偶数)

● 7月9日(木) 午前7時から午後5時まで：末尾番号が9 (車両ナンバーが奇数)

● 7月10日(金) 午前7時から午後5時まで：末尾番号が0 (車両ナンバーが偶数)

● 土、日(4日, 5日, 11日, 12日) は原則外出禁止。

※1：高齢者、妊婦、障害者に対しては、末尾番号の該当日において専用の時間帯(銀行：午前9時から午前10時、銀行以外：午前7時から午前9時)が設けられる。

※2：首都テグシガルパ市、サンペドロスーラ、チョロマ、チョルテカ、エルプログレス、エルトリウンフォ、ゴアスコラン、フティカルパ、ラセイバ、ラリマ、ナカオメ、ナマシグエ、ヌエバルカディア、オモア、ペスピレ、ピミアンタ、ポトレリージョス、プエルトコルテス、キミスタン、サバナグランデ、サンフランシスコデヨホア、サンロレンソ、サンマヌエル、シグアテペケ、サントルシア、サンタロサデコパン、トコア、トルヒージョ、バジェデアンヘレス、ビジャヌエバ

(4) 第0フェーズ適用地域(テグシガルパ市、サンペドロスーラ市)

・スーパー、薬局、銀行、一部試験的に営業が認められている飲食店、許可された市場、マキラ産業のみ、上記日程・時間帯でのみ許可される。

・業者によるガソリン、食料品、水等の生活必需品供給のための活動、治安維持・医療従事者による任務遂行のための活動、許可されたメディア関係者の外出は可能。

(5) 第1フェーズ適用地域

経済活動再開計画の第1フェーズの詳細は以下URLを参照して下さい。

(⇒ <https://www.policianacional.gob.hn/comunicados/6731>)

(⇒

<http://www.trabajo.gob.hn/disposiciones-para-reapertura-inteligente-a-partir-lunes-8-de-junio-2020/>)

なお、主要点は以下のとおりです。

- ・感染状況等に基づき全国298市町村が3分割され(上記URL参照)、地域毎に各商店・企業は、従業員の20%、40%又は60%を業務復帰させ、午前7時から午後5時までの営業・就業が可能。

- ・週末は、スーパー、薬局、一部試験的に営業が認められている飲食店(ホテル内を含む)のみ、デリバリーサービスでの営業が可能。

- ・今回の再開許可対象外となったのは、公共交通機関、バー、ナイトクラブ、映画館、スポーツジム、劇場、コンベンションセンター、空港、各学校、スポーツイベント及び個人宅での10人以上の集会。

- ・業者によるガソリン、食料品、水等の生活必需品供給のための活動、治安維持・医療従事者による任務遂行のための活動、許可されたメディア関係者、通行許可証(salvoconducto)を所持している者の外出は可能。

- ・教会の礼拝活動等は、上記3分割の地域毎に教会等集会場所の収容人数の20%、40%又は60%の範囲内で行うことが可能。ただし、子供、高齢者及び慢性疾患を持つ者の参加は不可。

(6) 注意事項

- ・上記(5)の経済活動等再開のための外出であっても、上記(3)の外出禁止令の全般規制は適用され、同禁止令で指定された番号以外の方が外出する場合、別途、国家警察へ通行許可証(salvoconducto)の申請・取得が必要です。なお、同許可証は、次の国家警察特別サイトから申請して下さい。

(⇒ www.serviciospoliciales.gob.hn)

- ・外出する際のマスク着用を義務付けられています(着用しない場合、罰則あり)。

- ・外出禁止令に従わない場合、身柄を拘束される可能性があります。また、外出・移動に際し、車両内には運転手を含め2名のみ乗車が可能で、これに従わない場合、本件発令中、車両は押収の対象となり乗車していた者も最大24時間拘束される可能性があります。

2 国境の封鎖

ホンジュラスの空路、海路及び陸路全ての国境は引き続き封鎖されています（貨物・チャーター機等を除く）。国境封鎖解除の際は、ホンジュラス政府より、別途、発表がある予定です。

現在、不定期かつ臨時の商用便が単発で運航していますが、急なキャンセル等が相次ぐ等運航状況は非常に不安定です。出入国を検討されている方は、当館まで最新の情報を確認するようにして下さい。

3 ホンジュラス国内における感染状況（6月28日午後11時現在）

（1）感染症危険情報

現在、ホンジュラス全土に対して、感染症危険情報「レベル3（渡航は止めてください。（渡航中止勧告））」が発令されています。

（2）国内の感染状況

累計感染者数：18,082名

累計死亡者数：479名

（3）県別の感染状況（確定症例／死亡者数）

コルテス県（8,380例／260名）、フランシスコモラサン県（6,494例／159名）、ジヨロ県（626例／11名）、チオルテカ県（513例／9名）、アトランティダ県（406例／11名）、サンタバルバラ県（360例／7名）、バジェ県（272例／3名）、コロン県（159例／5名）、エルパライス県（155例／1名）、バイーア諸島（141例／0名）、コマヤグア県（127例／5名）、ラパス県（99例／2名）、コパン県（86例／2名）、インティブカ県（80例／1名）、オランチョ県（74例／0名）、オコテペケ県（62例／2名）、レンピラ県（29例／1名）、グラシアスアディオス（19例／0名）

4 抗議活動及び抗議活動に便乗した強盗事案の発生

現在発令中の外出禁止令により、収入がなく十分な食料が確保できない等政府の対策に不満を抱く市民らによる抗議活動が散発しています。また、同抗議活動（道路封鎖）に便乗し、銀行手続きや買い物後の車両の行く手を、タイヤや木材等の障害物により遮り、取り囲んで金品等を強取する強盗事案も発生しています。

許可された曜日・時間帯に外出する場合は、テレビ、インターネット等で抗議活動の発生状況に関する情報を収集の上、経路を良く確認し、移動には十分注

意するようにして下さい。

5 お問い合わせ

(1) 感染予防対策

ホンジュラスにおいても新型コロナウイルスの感染が蔓延しています。感染を防ぐために、手洗いや咳エチケットの励行、人と挨拶する際の接触を避ける、人混みを避ける等予防対策をお願いします。

(2) 情報収集

新型コロナウイルスに関するホンジュラス政府の対応策は流動的です。日々更新される対応策について最新の情報を正確に入手するように努めて下さい。また、周辺国でも、国籍問わず全ての外国人（日本人を含む。）を入国禁止措置の対象としている場合等が多く、各国とも入国措置を強化しています。日々、感染状況を注視しつつ、ホンジュラスや周辺国の入国・行動制限の有無、利用する航空会社の運航状況等最新の情報を入手するよう努めて下さい。

(3) 在留届・たびレジの登録

今後、さらに状況が悪化した場合に備え、在留邦人・渡航者の皆様の安全確認や必要な情報提供等のための連絡が迅速に行えるように、在留届の提出・たびレジの登録をお願い致します。また、お知り合いの方等で、ホンジュラス国内に滞在中であるにもかかわらず在留届の提出やたびレジの登録をしていない方をご存じでしたら、提出・登録を勧奨していただくとともに、当館までご連絡下さい。

○在留届は、オンラインでも届出可能です。

(⇒ <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>)

○渡航先における情報を迅速に入手するためにも、「たびレジ」が大変便利です。第三国へ渡航の際は、下記のリンクから訪問先の「たびレジ」登録をよろしく願いいたします。

(⇒ <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>)

6 参考ウェブサイト

(1) ホンジュラスにおける新型コロナウイルス感染症情報

○ホンジュラス政府発表HP

<http://www.covid19honduras.org/>

○ホンジュラス保健省HP

<http://www.salud.gob.hn/site/>

○ホンジュラス労働省HP

<http://www.trabajo.gob.hn/>

○ホンジュラス国家警察HP（通行許可証（salvoconducto）申請サイト）

www.serviciospoliciales.gob.hn

○在ホンジュラス日本国大使館HP

https://www.hn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

（2）新型コロナウイルス感染症に関する日本の取組等

○新型コロナウイルス感染症対策本部：

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html

○首相官邸HP

<https://www.kantei.go.jp/>

○査証の制限についてのご案内（外務省HP）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/page1_000848.html

○日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

○外務省海外安全HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○厚生労働省HP（新型コロナウイルス感染症について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

（3）日本到着時の検疫手続きについて

○ダイジェスト版

<https://www.mhlw.go.jp/content/000618379.pdf>

○厚生労働省HP「日本へ帰国されたお客様へ」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618977.pdf>

○厚生労働省HP「水際対策の抜本的強化に関するQ&A」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html

（4）参考

○世界保健機関（WHO）HP

<https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/situation-reports>